



クリーンセンターでは、一般家庭から出される自転車、ストーブなど燃えない粗大ごみ(収集ごみを除く)の特別収集を行います。

◇日時 8月9日(日)午前9時〜午後3時
◇場所 クリーンセンター
◇手数料 10キログラム当たり100円

※搬入時に納入願います。
◇取り扱えないごみの種類
家電リサイクル法が適用されるテレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ方式)、冷蔵庫(冷凍庫含む)、エアコン、洗濯機(乾燥機含む)の家電4品目、パソコン、可燃性粗大ごみ、産業廃棄物、オートバイ、タイヤ、消火器など
※通常の粗大ごみは、毎週木曜日(祝祭日を除く)午後1時から4時まで受け付けています。

水道メーターの検針にご協力をお願いします



上下水道事業所では、月初めにメーター検針を行っています。限られた期間内での検針ですので、次のことをお願いします。
○メーターボックスの上やその周囲には、物を置かないでください。
○メーターボックス内とその付近は、清潔にしてください。特に今の季節は不衛生になりがちです。周辺の除

草などもお願いします。
○犬などを飼っている場合、検針の間中はメーターボックスから離れた場所につないでください。
○ときどきメーターを確認して、漏水等を確認してください。
◇問い合わせ
上下水道事業所 ☎46-15600
または南三陸町ウォーターサービス ☎0120-037-132

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登載申請について

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿への登載については、毎年9月1日を基準に、9月5日までに選挙管理委員会へ申請書を提出いただくこととなっていますので、選挙権を有する場合は、忘れずに申請してください。

注1 申請書用紙は、一昨年・昨年に登録者のあった行政区について、8月17日(月)以降に、行政区長配布を通じて、その行政区内の全世帯へ申請書等を配布します。

注2 主として、選挙権を有する方は、南三陸町内に住所または事業場を有し、1年に90日以上漁船を使用する漁業を営む方または漁船を使用して行う水産動植物の採捕・養殖に従事する方(法人を含む)です。

申請書等が配布されないお家で、選挙権を有するという場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

また、申請書等が配布されたお家であっても、世帯員の全員が選挙権を有さない(漁業を営んでいない・漁業に従事していない)場合は、申請書の提出は必要ありませんので、ご注意ください。

問い合わせ
選挙管理委員会事務局 ☎46-1370

生ごみ処理機と生ごみ堆肥処理器の購入補助制度

町では、ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機購入費用の一部を補助していますが、今年度からは生ごみ堆肥処理器(コンポスト)も補助対象となりました。

生ごみ処理機等の購入を計画している方は、環境対策課または町内の生ごみ処理機等販売店まで問い合わせください。

補助対象
・南三陸町に住所を有し、居



今年度から対象になった「生ごみ堆肥処理器」

住する場所で処理機等を適正に使用及び管理できる方。
・家庭用の電動式生ごみ処理機及び生ごみ堆肥処理器
※1世帯につき1台のみ補助対象とします。
※町内の事業所、商店などから購入したものに限りません。
補助金額
・電動式生ごみ処理機
購入費の2分の1(千円未満切り捨て)で、限度額は40,000円。
・生ごみ堆肥処理器
購入費の2分の1(千円未満切り捨て)で、限度額は5,000円。

問い合わせ
環境対策課 ☎46-5528
歌津総合支所町民福祉課 ☎36-3923

なぜなにシリーズ⑤

エコのコツ



私たちの日常生活は、自然環境に大きく関わっています。家庭に必要な品物を購入する際は、自然環境への影響や使用した後の処理についても考えて購入しましょう。
今月は、地球に優しいマークの意味をご紹介します。
なぜなにシリーズは、ごみの減量と3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進に努めるとともに、限りある資源を大切に使い、身近なところから環境全般についてみんなで考えるシリーズです。

- エコマーク エコマークは、環境保全に役立ち、環境への負荷が少ないと認められた商品につけられる環境ラベルです。消費者の皆さんが、環境を意識した商品選択を行うための目安として役立てられています。
- グリーンマーク グリーンマークは、規定の割合以上の古紙を原料に再生利用した製品であることを表示しています。古紙の利用を拡大し、紙のリサイクル促進を図ることを目的としています。
- FSCマーク FSCマークは、適切に管理された森林から切り出された木材を使って作られた製品であることを証明するマークです。FSCマークのついた製品を購入することにより、森林保全への貢献につながります。
- 有機JASマーク 有機JASマークは、種まきをする2年以上前から農薬や化学合成肥料を原則として使わず、遺伝子組み換えの種も使わないなどの生産方法により作られた作物に対する認証マークです。

※廃棄物全般や環境について、このコーナーで取り上げてもらいたいことがありましたら、環境対策課までご連絡ください。
◇問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528 FAX46-5529 Eメール s-kanri@town.minamisanriku.miyagi.jp

ペットの鳥を飼うときのお願い

日本国内でも高病原性鳥インフルエンザが発生していますが、ご家庭で飼育されている鳥たちがただちに危険なわけではありません。次のことを守って、これまでどおりに愛情をもって飼育してください。



飼育している鳥と野鳥との接触防止に努めましょう

- ・飼育している小屋は、開口部を防鳥ネット等で覆い野鳥が入らないようにする。
- ・野鳥にえさをあげたり、鳥のえさを入れた物などを野外に放置しない。

毎日、鳥たちの健康状態を観察しましょう

- ・健康状態を常に観察し、原因不明の死亡が増えるなどの異常があった場合には、宮城県東部家畜保健衛生所(☎0220-22-6111)まで連絡してください。

飼育小屋をきれいに保ちましょう

- ・こまめに飼育小屋を清掃、消毒しましょう。
- ・飼育小屋の出入りに消毒槽を設置し、靴の裏を消

毒するなども効果的です。

手洗い、うがいを実施しましょう

- ・鳥たちの世話をした後は、手洗いやうがいをしましょう。

大切に飼いましょう

- ・動物の愛護及び管理に関する法律では、愛護動物の終生飼養の義務があり、遺棄した場合には罰則が適用されることがあります。ペットは遺棄することなく、大切に飼いましょう。

野鳥が死んでいるのを見つけたときは

野鳥も飼われている鳥と同じように、様々な原因で死亡します。飼われている鳥と違って、エサが取れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられずに死んでしまうこともあります。また、野鳥は、鳥インフルエンザ以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていたりします。

野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、細菌や寄生虫に感染しないよう注意してください。特に、素手で触るなど過剰な接触は避けるようにしましょう。